

<博士学位申請論文審査報告>

## 浅井良夫『戦後改革と民主主義 経済復興から高度成長へ』

本書は、占領期の経済改革および戦後の経済再建過程の歴史的特質を、(一)民主化とアメリカナイゼーション、(二)西欧諸国の経済社会システム(ケインズ主義的福祉国家体制)の形成と一体になった経済復興という二つの側面から解明した労作である。まず、本書の章別構成を示せば次のとおりである。

### 序論

- 一 経済改革と戦後民主主義
- 二 反独占の思想と政策 金融制度改革と銀行分割政策
- 三 社会化構想と国有化・国家管理
- 四 ドッジラインの歴史的意義
- 五 対日援助と経済復興
- 六 戦後改革の帰結
- 七 高度成長への道

### 、本書の内容

序章では、まず「ケインズ主義的福祉国家体制」についての定義があたえられる。浅井氏によればそれは、私企業を主体とする資本主義経済活動に対し、政府が完全雇用と所得水準の向上を目的として恒常的に介入する、国民国家を単位とする社会経済システムであり、政党政治にもとづく大衆民主主義的な政治制度を基盤とする。こうした観点から浅井氏は、戦前・戦時と戦後の断絶面を強調し、1945年から1980年ころまでを、ケインズ主義的福祉国家体制の時代としてとらえている。1980年ころまでとしたのは、このころを境に「新自由主義」が台頭してくるという歴史認識にもとづいている。

第一章は、GHQのニューディラーたちは通常言われているような一つのまとまりある集団ではなく多様な構成をとっているとし、GHQ民生局(GS)のピッソンと、GHQ反トラスト課長ウェルシュの政策思想を対比的に論じている。

ピッソンは、私企業の自由競争は日本には根付かないとし、企業を国有化することが財閥復活を防ぐ道であると考え、社会主義者に近い考えを展開した。一方、ウェルシュは、アメリカの反独占政策を本国よりも徹底した形で日本に移植しようとし、自由競争賛美の論陣をはった。しかし双方の議論は、当時の日本の現実を無視したものであり、日本の大企業は上記のいずれの道とも異なる「法人資本主義」の道を歩むことになった。その成立の政策的契機となったのが、事業会社の株式保有を原則として自由にした1949年の独占禁止法改正と、取締役会の設置による経営者の権限強化をはかった1950年の商法改正

であった。

次に、占領期の経済安定化政策として、GHQ・ESS 経済顧問のファインと、ドッジの政策構想が論じられる。ファインは、私企業を中心とする経済システムを強く支持すると同時に、供給不足の経済を統制的な手段を用いて安定化させようとした。経済安定化の鍵は、それまで労働改革促進の方針と矛盾するという理由で、GHQ が統制に消極的であった賃金統制を労使双方の合意にもとづいて実施することであった。しかし、ファインのこの構想は成功せず、結局、GHQ の金融財政課やドッジらにより、「賃金 3 原則」と「経済安定 9 原則」の市場原理をつうじた安定策が図られた。

第二章は、これまで本格的な研究がおこなわれてこなかった、占領期の金融制度改革と財閥解体・独占禁止政策との関連に焦点を当て、この時期の反独占政策の意味を論じている。1946年3月の「財閥解体に関する調査団報告書」（「エドワーズ報告」）と、同報告にもとづいて作成されたアメリカ政府の政策文書「日本の過度経済集中に関する米国の政策」は、戦前の政府と財閥によって推し進められてきた銀行合同が、競争を妨げてきたとの認識に立って、大銀行の分割、大蔵省の権限の縮小、預金保険の創設、銀行と産業との分離などの措置を勧告した。前出の GHQ 反トラスト・カルテル課長ウェルシュは、「過度経済力集中排除法」を制定し、銀行にも集中排除法を適用しようとした。

反トラスト・カルテル課の大銀行分割案に対して、金融システムの安定性を重視する GHQ 金融財政課は異論を唱えた。金融財政課が、銀行分割案への対案として提示したのが 1948年8月の GHQ 覚書「新法律の制定による金融機関の全面的改編に関する件」（ケーグル案）である。大蔵省から独立した金融庁（バンキング・ボード）の設置、銀行と産業の分離、日銀の支払準備銀行化、効率的な銀行規制・監督の実施などがその骨子である。ケーグル案は対案として作成されたとは言え、大胆な金融制度改革を推進しようとする内容であった。しかし、占領政策の転換によって、改革よりも経済再建を優先したアメリカ政府の反対に会い、ケーグル案は部分的にしか実施されなかった。「この改革が実施されていれば、戦後の金融制度・金融行政はかなり異なった形になったと思われる」と、浅井氏は述べている。

占領初期において、占領側が「経済民主化」を独占の解体や所有の分散などのコンセプトを軸に構想したのに対し、日本側は、「経済民主化」を、社会化＝「参加」（社会化・国有化・国家管理・経営民主化などと呼ばれたが、それらに共通するのは「参加」である）に求める傾向が強かった。第三章では、社会化に積極的だった 3 つのグループ、社会党左派、経済復興会議のリーダーであった高野実などの総同盟左派、大塚万丈を中心とする経済同友会の構想を分析し、次いで、占領期に実行に移された唯一の国家管理政策である炭鉱国家管理の政策的分析がなされている。

社会党左派の国有化・国家管理論は、国家が経営の主体となることを重視したものではなく、労働者の経営参加に力点を置いたものであった。すなわち、各企業の経営協議会を通して労働者の経営への参加を促進するとともに、職能別に組織された全国レベルの最高

経済会議を通して労働者の経済政策決定への参加を構想したのである。しかし、社会党左派のこのプランは、国民経済レベルについては抽象的なものであり、具体性を欠いていた。

一方、経済復興会議は経営協議会を基礎とし、事業主、技術者、労働者の三者が参加する全国的な経済復興運動の中央機関として1947年2月に結成された組織である。総同盟は、日本産業協議会（日産協）とともにこの運動の中心的担い手であったが、同会議は具体的な成果をあげることなく、1948年4月には解体してしまう。浅井氏はその解体の要因として、経済復興会議の主役の一人であった総同盟左派の高野実の構想にもとめている。すなわち、高野実は国民経済構想をもたず、また経営レベルでも、高野の意図する「参加」は、GHQが実現した団体交渉の制度化の範囲を越えるものではなかった。

他方、大塚万丈を中心とする経済同友会も、「経営民主化」構想を掲げて、労働者などの経営参加を謳ったものの、その構想は戦時期の昭和研究会や重要産業協議会の構想と連続性をもっており、株主からの経営者に自立に主眼があった。

炭鉱国家管理は、1947年12月公布の臨時石炭鉱業管理法で実現した。しかし同法は、経営者団体の石炭増産の希望と、社会党の労働者参加要求との妥協の産物であり、基本的には私的企業が、国家の介入を排除しつつ、他方で、経営権を明確化することに役立ったとされている。

第四章は、ドッジラインの歴史的意義を考察したものである。従来、ドッジ・ラインは生産復興を優先する「中間安定」政策とは対照的な、経済安定化を優先する「一挙安定」政策として、国内的な政策の枠組みのなかで論じられてきた。これに対し本章で浅井氏は、ドッジ・ラインを国際的な視点から位置付け直し、アメリカを中心とする世界資本主義体制（ドル本位体制）の中に、日本の資本主義が安定的に組み込まれた画期としてとらえている。すなわち、アメリカ政府は1949年4月、日本に1ドル=360円の公定為替レートを実施させ、固定為替相場制を確立した。

しかし、通貨の交換制の回復、多角的自由貿易体制の成立の条件は存在しなかったため、ドル固定レートを維持するために、IMFの理念とは逆に、為替制限や2国間のバーター取引が奨励された。アメリカはドル本位制を維持するために、為替の自由化よりも固定レートの維持を優先した。ドッジ・ラインの対外的側面を、浅井氏は以上のようなものとして理解している。

第五章は、前章を発展させ、アメリカの対日経済復興援助およびドッジ・ラインを、西欧諸国に対するマーシャル・プランと比較したものである。

対日ガリオア・エロア援助の供与の条件として、ドッジ・ラインの政策プログラムの実施が要請されたように、マーシャル援助についても経済安定化政策の実施が要求された。経済安定化政策の基本的な狙いは、被援助国を、ドル固定相場制を前提としたアメリカを中心とする国際分業体制の中に組み込みつつ、被援助国の早期の自立（＝国際収支均衡）を図ることであった。

被援助国の経済政策をアメリカ政府がコントロールする手段は、見返資金（援助物資の

売却代金を被援助国の通貨で積み立てた資金)の管理であった。一般的には被援助国は復興を優先し、積極的経済政策を採用していたので、アメリカの介入は安定化に力点がおかれた。

ドッジ・ラインのばあいにも、アメリカの対日政策は、既に述べたように、基本的には安定化に重点が置かれた。

ドッジ・ラインとマーシャル・プランの大きな違いは、マーシャル・プランが援助の受け皿として国を越えた地域組織(CEEC、のちのOECE)が設けられたのに対して、ドッジ・ラインには、地域内の経済協力構想が存在しなかったことである。西ヨーロッパにおいては、欧州支払同盟やOECEを通して1950年代には地域内の経済交流が進んだ。日本は、中国市場を失ったのちに、東南アジア貿易を促進しようとしたが、東アジア・東南アジアでは、1950年代までは、地域経済圏の形成はほとんど進まなかったと、浅井氏は述べている。

第六章は、戦後改革の定着如何という視点から、戦後改革の非軍事化と民主化を、軍需産業の復活と独占禁止政策の2つを中心に分析したものである。

占領初期に徹底的な非軍事化を掲げたGHQおよびアメリカ政府は、朝鮮戦争後になると、一部の連合国の反対にもかかわらず、日本に対して軍需産業を容認するようになる。朝鮮戦争のための軍需物資補給基地として、日本を活用しようとしたためである。経済復興の契機を求めていた日本の財界はこの構想に積極的であったが、実際には、軍需産業は発展しなかった。アメリカ(国連)軍の特需が、1953年の朝鮮戦争の休戦で減少したこと、アメリカ軍が日本に求めたのは、弾薬を中心とする一部の消耗品だけであり、兵器の中核的な部分をアメリカの軍需産業が手放さなかったことなどのためであった。また、兵器輸出が禁止されていたことも、軍事化の阻害要因であった。つきつめれば、日本の再軍備が緩慢に、かつ、対米依存的に進んだが故に、経済の軍事化が阻止されたのである。

独占禁止政策については、占領後に大幅に緩和された事実が強調されてきたが、占領後の1950年代末に何が残ったかは必ずしも明確にされていない。ドイツの独占禁止政策と比較すると、日本の場合には、占領初期の改革がドラスチックすぎたため、その後骨抜きにされる結果となった。しかし、1950年代末までかかって、ようやくカルテル禁止の法律体系を整えた西ドイツと、独占禁止法が二度にわたる大改正を経た後に、カルテル原則禁止規定がかりうじて維持された日本を比較すると、両者の到達点は意外にも近かったと、浅井氏は述べている。

1945年から1950年代前半までの時期は戦後復興期と呼ばれ、高度成長を準備した時代である。第七章は、この高度成長への道を論じたものである。浅井氏によれば、経済復興期にはさまざまな経済再建構想が存在した。加工貿易型輸出産業構想、国内市場を基盤とした開発主義的な構想、軍需産業の復活を梃子にした経済再建構想などが、それである。

1948年の占領政策の転換後、アメリカは、加工貿易による輸出優先主義の経済再建

政策を追及するようになった。有望な外貨獲得としては、戦前から競争力のあった繊維産業が想定されたが、この輸出優先主義は、国内経済の復興を犠牲にして輸出を強行する政策として、日本側から強い批判を受けた。

日本側では、輸出優先主義に対する反発もあり、国内資源の開発を重視した内需中心型の経済構想（「開発主義」）が強い影響力を持つことになった。事実、日本政府は1950年代前半、国内資源の開発政策を積極的に推進した（食料増産政策、炭主油従政策など）。

一方、朝鮮特需・1951～1952年の「日米経済協力」が契機となって、財界を中心に、軍需産業を足掛かりにして経済復興を果たそうとする構想も生まれたが、既に述べたような事情によって、この構想は短期間に潰え去った。

高度成長期の政策体系は、以上のいずれでもなく、輸出産業育成の選択的・誘導的な産業政策と、ドル本位制の枠内でのケインズ主義的経済政策を組み合わせたものであった。

1950年代前半まで唱えられた政策構想が、高度成長期に選択されなかった理由としては、特需の減少、一次産品輸入価格の下落などの外因を挙げることができるが、基本的には、朝鮮特需のもとで出現した軍需拡大と消費ブームのうち、後者を基盤として内需拡大を図り、さらに輸出産業を育成するという政策が選り採られた。

#### 、本書に対する評価

本書の学問的貢献の第一は、戦後日本の経済政策・経済安定化・経済復興という歴史的過程をさまざまな政策構想の対抗のなかで描いたもので、この時期を分析した歴史書のなかでは、最高水準のものとして評価することができる。とくに、GHQのなかに財閥解体に反対する構想が存在したことや、金融制度改革の一環として大銀行分割案が存在したことを明らかにしたことは、本書の画期的な知見である。

第二の学問的貢献は、占領期の改革として、ドッジ・ラインの歴史的意義を、これまでの通貨安定策（インフレ収束）に限定するのではなく、戦後世界資本主義体制のなかに日本資本主義が安定的地位を占めた画期として、グローバルに再評価した点である。

第三の学問的貢献は、各論点にせまる方法においても、グローバルな比較史的視点をつねに意識的に追及していることである。すなわち、アメリカ、ヨーロッパの文献を渉猟しながら、戦後経済改革をアメリカの古典的自由主義やニューディールなどさまざまな思想潮流のせめぎあいのなかに位置づけるとともに、ヨーロッパのマーシャルプランやドイツの戦後改革と比較するなど、グローバルに日本の戦後改革を位置づけたことである。この点で、浅井氏の幅広い知識と並々ならぬ学問的力量を感じさせる。

本書は、以上三点にわたって学問的貢献をおこなっているが、問題点がないわけではない。その第一は、本書の冒頭で提起された「ケインズ主義的福祉国家体制」が本書では、かならずしも十分展開されているとは言い難い。戦後福祉国家の始期と終期をいつに取るかは、今後慎重に検討されるべき課題であろう。第二は、本書においては「大衆民主主義」の分析も十分展開されているとは言い難い。経済「民主化」の過程は克明に実証されているものの、「大衆民主主義的な政治制度」との結合の論証はやや不十分である。この点も今後の

課題であろう。

本書は、以上のような問題点をもつが、浅井氏が占領期から経済復興期にかけて分析した日本経済史研究の学問的貢献を考慮すれば、上記の問題指摘は望蜀の意見であろう。いずれの問題も、浅井氏の能力をもってすれば十分に克服可能である。実際、氏は現在1955年以降の政治経済史の分析を精力的におこなっており、その成果を次々と発表している。

以上の理由から、審査員一同は面接の結果もふまえ、浅井氏に一橋大学博士（経済学）を授与するに値するものと判断する。

2002年3月4日

森 武磨  
神武 庸四郎  
西成田 豊